ロ　前号ハ(1)(ii)の措置を講じた事業主　対象者一人につき七千五百円（常時雇用する労働者の数が三百人を超えない事業主にあつては、二十万円）（一の事業所につき、一の年度における当該措置及び前号ハ(4)の措置の対象となる労働者の数が十人を超える場合は、当該事業所につき十人までの支給に限る。）

ハ　前号ハ(2)の措置を講じた事業主　対象者一人につき七千五百円（中小企業事業主にあつては、一万円）（一の事業所につき、一の年度における当該措置の対象となる労働者の数が百人を超える場合は、当該事業所につき百人までの支給に限る。）

ニ　前号ハ(3)の措置を講じ、かつ、一の事業所につき、当該措置の適用を受けた労働者が四人以上生じた事業主　一の事業所につき三十万円（中小企業事業主にあつては、四十万円）

ホ　前号ハ(4)の措置を講じた事業主　対象者一人につき七万五千円（中小企業事業主にあつては、十万円）（一の事業所につき、一の年度における当該措置及び前号ハ(1)(ii)の措置の対象となる労働者の数が十人を超える場合は、当該事業所につき十人までの支給に限る。）

2　前項第一号ハ(1)(i)又は同号ハ(1)(ii)の措置により転換又は雇い入れられた者が母子家庭の母等又は父子家庭の父に該当する場合における同項第二号イ又はロの規定の適用については、同号イ(1)中「対象者一人につき三十万円（中小企業事業主にあつては、四十万円）」とあるのは「母子家庭の母等又は父子家庭の父である労働者一人につき四十万円、その他の労働者一人につき三十万円（中小企業事業主にあつては、母子家庭の母等又は父子家庭の父である労働者一人につき五十万円、その他の労働者一人につき三十万円（中小企業事業主にあつては、二十万円）」と、同号イ(2)中「対象者一人につき十五万円（常時雇用する労働者の数が三百人を超えない事業主にあつては、二十万円）」とあるのは「母子家庭の母等又は父子家庭の父である労働者一人につき二十五万円、その他の労働者一人につき十五万円（常時雇用する労働者の数が三百人を超えない事業主にあつては、母子家庭の母等又は父子家庭の父である労働者一人につき二十五万円、その他の労働者一人につき二十万円」と、同号ロ中「対象者一人につき十五万円（常時雇用する労働者の数が三百人を超えない事業主にあつては、二十万円）」とあるのは「母子家庭の母等又は父子家庭の父である労働者一人につき二十五万円、その他の労働者一人につき二十万円」とする。

3　第一項第一号ハ(2)の措置が職務の相対的な比較を行うための手法を用いて行われた場合における同項第二号ハの規定の適用については、同号ハ中「対象者一人につき七千五百円（中小企業事業主にあつては、一万円）」とあるのは「対象者一人につき七千五百円及び一の事業所につき七万五千円（中小企業事業主にあつては、対象者一人につき一万円及び一の事業所につき十万円）」とする。

第百十八条の三第一項中「発達障害者雇用開発助成金、難治性疾患患者雇用開発助成金、精神障害者雇用安定奨励金及び職場支援従事者配置助成金」を「発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金、精神障害者等雇用安定奨励金及び中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金」に改め、同条第二項中「発達障害者雇用開発助成金」を「発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金」に改め、同項第一号イ中「であつて」を「である」に改め、「規定する発達障害者」の下に「又は難治性疾患を有するもの」を加え、同条第四項及び第五項を削る。

第百十八条の三第六項中「精神障害者雇用安定奨励金は」を「精神障害者等雇用安定奨励金は」に改め、同項第一号イ中「精神障害者雇用安定奨励金」を「精神障害者等雇用安定奨励金」に改め、同号ハを次のように改める。

ハ　イの雇入れの日の前日から起算して一年を経過する日までの間にロの雇入れを行う事業主であること。

第百十八条の三第六項第一号ニ中「又はロ」を削り、同号ホ中「より前にロの雇入れの日がある場合にあつてはロの雇入れの日の前日から起算して六箇月前の日からイの雇入れの日から起算して六箇月を経過した日までの間を、ロの雇入れの日より前にイの雇入れの日がある場合にあつてはイの雇入れの日の前日から起算して六箇月前の日からロの雇入れの日から起算して六箇月」を「の前日から起算して六箇月前の日から一年」に改め、「又はロ」を削り、同号へ中「又はロ」を削り、同号ト中「及びロ」を削り、同号チを削る。

第百十八条の三第六項第二号ハを次のように改める。

ハ　イの雇入れの日の前日から起算して一年を経過する日までの間にロの委嘱を行う事業主であること。

第百十八条の三第六項第二号ヘ中「又はロの委嘱」を削り、同号チを削る。

第百十八条の三第六項第三号ロ中「及び第十号」を削り、同号ハ中「被保険者がロの課程を修了した日」を「イの雇入れの日」に、「一年を経過した日」を「一年六箇月を経過する日」に、「イの雇入れを行う」を「ロに該当することとなつた」に改め、同項第四号ハを次のように改める。

ハ　イの雇入れの日の前日から起算して六箇月前の日から一年六箇月を経過する日までの間において、職場労働者に精神障害者支援講習を受講させる事業主であること。

第百十八条の三第六項第五号を削る。

第百十八条の三第六項第六号ハを次のように改める。

ハ　イの雇入れの日の前日から起算して一年を経過する日までの間において、その雇用する精神障害者である労働者にロの業務を担当させる事業主であること。

第百十八条の三第六項第六号チを削り、同号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　次のいずれにも該当する事業主であること。

イ　精神障害者である六十五歳未満の求職者を、公共職業安定所又は職業紹介事業者の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主であること。

ロ　イの雇入れに係る労働者の休職の期間（一箇月以上の期間に限る。）において、当該労働者の業務を処理するため、必要な労働者を雇い入れ又は派遣元事業主から労働者派遣の役務の提供を受けた事業主であること。

ハ　イの雇入れの日の前日から起算して一年を経過する日までの間において、ロに該当することとなつた事業主であること。

ニ　資本金、資金、人事、取引等の状況からみて、イの雇入れに係る労働者を雇用していた事業主と密接な関係にある他の事業主以外の事業主であること。

ホ　イの雇入れの日の前日から起算して六箇月前の日から一年を経過する日までの間（ヘにおいて「基準期間」という。）において、当該雇入れに係る事業所の労働者を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

ヘ　イの雇入れに係る事業所に雇用されていた者であつて、基準期間に離職したもののうち、当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適切な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

ト　当該事業主の雇用する労働者の離職状況及びイの雇入れに係る労働者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

第百十八条の三第六項第七号を次のように改める。

七　次のいずれにも該当する事業主であること。

イ　重度知的障害者又は精神障害者である六十五歳未満の求職者を、公共職業安定所又は職業紹介事業者の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主であること。

ロ　イの雇入れに係る労働者の行う業務に関する一年以上の実務経験を有し、かつ、特例子会社（障害者雇用促進法第四十四条第一項に規定する厚生労働大臣の認定を受けた事業主に係る同項に規定する子会社をいう。以下同じ。）において障害者の雇用管理に関する一年以上の実務経験を有する者その他の重度知的障害者又は精神障害者である労働者の業務の遂行に関する必要な援助及び指導の業務について相当程度の経験及び能力を有すると公共職業安定所長が認める者（以下「職場支援員」という。）を、イの雇入れに係る労働者に対する業務の遂行を通じた雇用管理のために必要な業務の遂行に関する援助及び指導の業務を担当する者として配置している事業主（当該配置の日の前日から起算して二年を超えないものに限る。）であること。